

「GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン2002」「国連 グローバル・コンパクト原則」対照表

三菱重工 CSRレポート2007

「GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン2002」項目		対応する国連グローバル・コンパクト原則	「CSRレポート2007」の掲載ページ
<b>1 ビジョンと戦略</b>			
1.1	持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明	原則8	P37-38、P42、P43
1.2	報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明		P3-6
<b>2 報告組織の概要</b>			
組織概要			
2.1	報告組織の名称		P7、P8、P40、P41
2.2	主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む		P9、P10
2.3	報告組織の事業構造		P7、P8、P40、P41
2.4	主要部門、製造部門子会社、系列企業および合弁企業の記述		P7、P8
2.5	事業所の所在国名		P8
2.6	企業形態(法的形態)		P7
2.7	対象市場の特質		—
2.8	組織規模		P7、P8、P40、P41
2.9	ステークホルダーのリスト。その特質、および報告組織との関係		P37、P38、P61
報告書の範囲			
2.10	報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページアドレスなど		P75
2.11	記載情報の報告期間		P1
2.12	前回の報告書の発行日		P1
2.13	報告組織の範囲と、もしあれば報告内容の範囲		P1
2.14	前回の報告書以降に発生した重大な変更		—
2.15	時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与える報告上の基礎的事柄		—
2.16	以前発行した報告書に含まれている情報の再報告の性質、効果および理由		—
報告書の概要			
2.17	報告書作成に際しGRIの原則または規定を適用しない旨の決定の記述		P1
2.18	経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準/定義		P54
2.19	主要な経済・環境・社会情報に適用されている測定手法の大きな変更		—
2.20	報告書に必要な正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み		—
2.21	報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み		—
2.22	報告書利用者が、個別施設の情報も含め、追加情報報告書を入手できる方法		—
<b>3 統治構造とマネジメントシステム</b>			
構造と統治			
3.1	組織の統治構造		P40
3.2	取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合		P40
3.3	環境・社会面の戦略の方向を導くための、専門的知見を持った取締役選任プロセス		—
3.4	リスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス		P40、P45
3.5	役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標の達成度との相関		—
3.6	経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者		P42-44、P50
3.7	組織の使命と価値の声明。組織内で開発された行動規範または原則。経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針		P1、P7、P39、P46、P48、P50、P65
3.8	取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム		—
ステークホルダーの参画			
3.9	主要ステークホルダーの定義および選出の根拠		P61
3.10	ステークホルダーとの協議の手法		P26、P61-72
3.11	ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類		—
3.12	ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況		—
統括の方針およびマネジメントシステム			
3.13	組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用している場合のその方法の説明	原則7	P4、P16、P19、P22、P30、P33-35、P41
3.14	任意に参加、支援している、外部の経済・環境・社会的憲章、原則類や各種の提唱		P6
3.15	産業・業界団体、国内/国際的な提言団体の会員になっているもののうちの主なもの		—
3.16	上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム		P34、P43、P65
3.17	自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための取り組み		P54
3.18	報告期間内における、所在地または事業内容の変更に関する主要な決定		—
3.19	経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順		P39-48
3.20	経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況		P52

「GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン2002」項目	対応する国連グローバル・コンパクト原則	「CSRレポート2007」の掲載ページ
<b>4 GRIガイドライン対照表</b>		
4.1 GRI報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表		本資料
<b>5 パフォーマンス指標</b>		
<b>統合指標</b>		
全体系的指標		—
横断的指標		—
<b>経済的パフォーマンス指標</b>		
●直接的な影響		
<b>顧客</b>		
EC1. 総売上げ		P7
EC2. 市場の地域別内訳		P8
<b>供給業者</b>		
EC3. 製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト		—
EC4. 違約条項の適用なしに、合意済みの条件で支払い済みの契約件数のパーセンテージ		—
<b>従業員</b>		
EC5. 給与と給付金総支払額の国ないし地域ごとの内訳		—
<b>投資家</b>		
EC6. 債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当	投資家8	P64
EC7. 期末時点での内部留保の増減		—
<b>公共部門</b>		
EC8. 支払税額の種類別についての国別の内訳		—
EC9. 助成金等についての国ないし地域別の内訳		—
EC10. 地域社会、市民団体、その他の団体への寄付		P70-72
EC12. 【任意】コアビジネスではない領域でのインフラ整備にかかわる支出		—
●間接的な影響		
EC13. 【任意】報告組織の間接的な経済影響		P54
<b>環境パフォーマンス指標</b>		
●原材料		
EN1. 水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量	原則8	P49
EN2. 外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物が、製品作りの原材料として使用された割合	原則8	—
●エネルギー		
EN3. 直接的エネルギー使用量	原則8	P55
EN4. 間接的エネルギー使用量	原則8	P55
EN17. 【任意】再生可能なエネルギー源の使用、エネルギー効率の向上に関する取り組み	原則9	P55、P56
●水		
EN5. 水の総使用量	原則8	P57
●生物多様性		
EN6. 生物多様性の高い地域に所有、賃借、管理している土地の所在と面積	原則8	—
EN7. 事業活動による陸上、淡水域、海洋の生物多様性への主な影響の内容	原則8	—
●放出物、排出物および廃棄物		
EN8. 温室効果ガス排出量 (CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O, HFCs, PFCs, SF <sub>6</sub> )	原則8	P49、P53、P58
EN9. オゾン層破壊物質の使用量と排出量	原則8	P58
EN10. NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、その他の重要な放出物(タイプ別)	原則8	P49
EN11. 種類別と処理方法別の廃棄物総量	原則8	P57
EN12. 種類別の主要な排水	原則8	P57
EN13. 化学物質、石油および燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量	原則8	P51
EN31. 【任意】バーゼル条約で「有害」とされるすべての廃棄物の生産、輸送、輸入・輸出		P58
●製品とサービス		
EN14. 主要製品およびサービスの主な環境影響	原則8	P13-30、P59、P60
EN15. 製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、実際に再生利用された比率	原則8	—
●法の順守		
EN16. 環境に関する国際的な宣言、全国レベル・地方レベルの規制の違反に対する付帯の義務と罰金	原則8	—
●その他全般		
EN35. 【任意】種類別の環境に対する総支出		P54

「GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン2002」項目	対応する国連グローバル・コンパクト原則	「CSRレポート2007」の掲載ページ
<b>社会的パフォーマンス指標：労働慣行と公正な労働条件</b>		
●雇用		
LA1. 労働力の内訳		—
LA2. 雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分		—
LA12. 【任意】従業員に対する法定以上の福利厚生		P68
●労働／労使関係		
LA3. 独立した労働組合等によりカバーされている従業員の地理的な割合	原則3	—
LA4. 組織の運営に関する変更の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順	原則3	P69
●安全衛生		
LA5. 労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行、「ILO行動規範」への適合性		P68、P69
LA6. 公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会が対象としている従業員の割合		P19、P68
LA7. 一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数（下請け従業員を含む）		P68
LA8. HIV/AIDSについての方針およびプログラム		—
●教育研修		
LA9. 従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間		—
LA16. 【任意】雇用適正を維持するための従業員支援および職務終了への対処プログラム		P67、P68
LA17. 【任意】技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム		P41、P67
●多様性と機会		
LA10. 機会均等に関する方針やプログラムと、施行状況を保証する監視システムとその結果	原則6	P67、P68
LA11. 上級管理職および企業統治機関の構成。男女比率や多様性を示す文化的に適切な指標	原則6	—
<b>社会的パフォーマンス指標：人権</b>		
●方針とマネジメント		
HR1. 業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順	原則1	P39、P43
HR2. 投資や調達に関する意思決定の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証	原則1、2	P66
HR3. サプライ・チェーンや請負業者の人権パフォーマンスの評価と取り組みの方針と手順	原則1、2	P66
HR8. 【任意】業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修		P43、P46、P68
●差別対策		
HR4. 業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラム	原則1、6	—
●組合結成と団体交渉の自由		
HR5. 組合結成の自由に関する方針と範囲、手順・プログラム	原則3	P69
●児童労働		
HR6. 児童労働の撤廃に関する方針と適用されている範囲、手順・プログラム	原則5	P66
●強制・義務労働		
HR7. 強制・義務労働撤廃に関する方針と適用されている範囲、手順・プログラム	原則4	P66
●懲罰慣行		
HR9. 【任意】不服申し立てについての業務慣行		P46
HR10. 【任意】報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システム		P47
<b>社会的パフォーマンス指標：社会</b>		
●地域社会		
SO1. 組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、手順と計画		P51
●贈賄と汚職		
SO2. 贈賄と汚職に関する方針、手順／マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システム	原則10	P42-45
●政治献金		
SO3. 政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム		—
●競争と価格設定		
SO6. 【任意】反トラストと独占禁止法令に関わる訴訟の判決		P5、P43、P45
SO7. 【任意】不正競争行為を防ぐための組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム		P5、P43、P45
<b>社会的パフォーマンス指標：製品責任</b>		
●顧客の安全衛生		
PR1. 製品・サービス使用時の顧客の安全衛生の保護に関する方針、範囲、手順／プログラム		P16、P19、P22、P30、P33-35、P41、P62
●製品とサービス		
PR2. 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム		—
PR8. 【任意】顧客満足度に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム		P63
●プライバシーの尊重		
PR3. 消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム		P48

※ 本レポートでは十分に反映することはできませんでしたが、2008年からはG3の指針に沿った報告をしていく予定です。